

令和2年11月13日	
所 属	生活衛生課
所属長	村田 和彦
電 話	06-4869-3018

食品表示法違反に対する措置について

令和2年11月9日（月）午前11時頃、尼崎市公設地方卸売市場の管理事務所から「場内の事業者が食品の賞味期限を改ざんしている疑いがある。」との一報が尼崎市保健所にあった。

保健所で調査を行ったところ、場内の●●●●●が食品事業者1施設へ賞味期限を延長（改ざん）したこんにやくを納入していたことが判明した。

なお、本事案に関連した健康被害の発生及び報告はない。

1 指示を受けた事業者

▼施設所在地

尼崎市

▼施設名

●●●●●

▼営業者

●● ●●●

2 指示の対象となった食品の名称（商品名）

つきこんにやく（200g）

3 違反の事実

当該事業者は、令和2年11月2日に販売したこんにやく（2袋）について、包装に印字されていた賞味期限の表示を削除し、賞味期限を延長した日付のラベルを新たに貼付することにより賞味期限の表示を改ざんした。

4 市の措置

当該事業者が行った行為は、食品表示基準第3条第1項に違反するため、食品表示法第6条第1項の規定に基づき、令和2年11月13日に以下のとおり指示を行った。

- (1) 販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 販売した食品の一部に不適正な表示が行われていたことについて、原因究明を行うこと。
- (3) 上記(2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、不適正な表示を防止するための体制の整備等、再発防止対策を実施すること。これにより、今後、販売する食品については適正な表示を行うこと。
- (4) 全従業員に対して、食品表示制度への理解と、その遵守を徹底すること。
- (5) 上記(1)から(4)までに基づき講じた措置について、保健所長あて文書をもって報告すること。

以 上